明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○内水面漁業の振興に関する法律施行規則の一部を改正する省令（農林水産八）　一

○絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行規則の一部を改正する省令（環境一）　二

〔告　示〕

○外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第九条の規定による承認をした件（法務三五、三七～三九）　二

○外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第十七条第一項の規定に基づき特定外国法を指定した件（同三六）　三

○厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準の一部を改正する件（厚生労働三二）　三

○肥料の登録の有効期間を更新した件（農林水産二七四）　六

○肥料の登録が失効した件（同二七五）　六

○肥料を登録した件（同二七六）　六

○登録船舶管理事業者規程を廃止する告示（国土交通一〇五）　七

○運輸審議会件名表に登載された件（同一〇六）　八

○運輸審議会から答申があった件（同一〇七）　八

○都市計画に関する件（関東地方整備局三三）　八

○道路に関する件（同三四）　八

○都市計画に関する件（中部地方整備局八）　八

○都市計画に関する件（近畿地方整備局一七）　八

〔国会事項〕

厚生労働省　八

〔人事異動〕

厚生労働省　八

〔皇室事項〕

諸事項　八

〔資　料〕

令和四年十二月中国際収支状況（速報）及び令和四年中国際収支状況（速報）（財務省）　八

〔公　告〕

官庁

公示送達関係　九

裁判所

相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、再生関係　九

会社その他

諸事項　二九

省令

○農林水産省令第八号

内水面漁業の振興に関する法律（平成二十六年法律第百三号）第二十八条第一項第四号、第二十九条第一項及び第二項並びに第三十四条の規定に基づき、内水面漁業の振興に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年二月十六日

農林水産大臣　野村　哲郎

内水面漁業の振興に関する法律施行規則の一部を改正する省令

内水面漁業の振興に関する法律施行規則（平成二十六年農林水産省令第四十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
（届出養殖業の届出） **第十八条**　（略） 2　法第二十八条第一項第四号の農林水産省令で定める事項は、次に掲げるものとする。 一　（略） 二　養殖場ごとの全ての養殖池の総面積及び総体積 三　養殖の方法 四　養殖する水産動植物の種類 五　（略） 3・4　（略） （届出養殖業者の相続人等に関する特例） **第十九条**　（略） 2　前項の規定により届出養殖業者の地位を承継した者は、その承継の日から三十日以内に、次に掲げる事項を記載した届出書にその事実を証する書面を添えて、農林水産大臣に提出しなければならない。 一～三　（略） 四　承継に係る養殖場の名称、その所在地並びにその面積及び体積 五・六　（略）	（届出養殖業の届出） **第十八条**　（略） 2　法第二十八条第一項第四号の農林水産省令で定める事項は、次に掲げるものとする。 一　（略） 二　養殖場ごとの全ての養殖池の総面積 （新設） （新設） 三　（略） 3・4　（略） （届出養殖業者の相続人等に関する特例） **第十九条**　（略） 2　前項の規定により届出養殖業者の地位を承継した者は、その承継の日から三十日以内に、次に掲げる事項を記載した届出書にその事実を証する書面を添えて、農林水産大臣に提出しなければならない。 一～三　（略） 四　承継に係る養殖場の名称、その所在地及びその面積 五・六　（略）